

相談室だより (2009年6月)

米の山病院 奥苑

梅雨らしくない過ごしやすい気候が続いていますが、みなさんいかがお過ごしでしょうか？今回の相談室だよりでは、MSW が2009年1月から5月までに援助した「生活保護新規申請の患者様」について少し振り返ってみたいと思います。

【事例の概要】

① Aさん

64歳、男性。糖尿病のコントロール目的で入院。独居？で、知人の車をかりて車上生活をしていた(ホームレス)。娘が一人いるが疎遠であり連絡は取っていない。保険証はなかったが、期限切れしてすぐの国民健康保険証を所持していた。所持金は数千円。金額はよく分からないが知人に借金があるとのこと。元職は運送・港湾業務で、定年退職後は知人に誘われて各地を転々としており、半年前に解雇され職を失った。

保護決定を待ち、住居設定を行なった。家具什器(身の回りの物)などを揃えて退院となった。退院後の生活支援を継続している。

② Bさん

57歳、女性。吐血され救急車で来院。半年ほど前に家賃滞納から借家を強制退去となり実家に一時寄宿中(準ホームレス)。実姉及び実妹が生活支援していた。保険証はないとの自覚あり、数日前から症状があったが我慢していたとのこと。所持金は1万円です本日実妹から借りたもの。その他姉妹に借金あり。元職は准看護師で5年前に退職し、その後は無職であった。

保護決定直前に一時寄宿先へ退院となった。その後の住居設定はBさんが行なった。退院後すぐに保護適応となり、現在も外来受診継続されている。

③ Cさん

56歳、男性。独居(借家)。肺炎にて入院中。正規の国民健康保険証を持っている。実父・実兄と交流はあるが疎遠であり、必要時に連絡を取っている程度。所持金が数万円あり、貯蓄もわずかではあるが持っている。金融関係に借金あり。元職は警備員で2ヶ月前に体調不良を理由に退職した。

保護決定直前に所持金があることを確認して退院となった。退院後すぐに保護適応となり外来受診継続されている。債務整理のため継続援助している。

④ Dさん

37歳、男性。酩酊状態で知人に伴われて受診され入院となる。独居？で知人宅を転々としながら生活していた。連絡が取れる家族はいなかったが、保護申請手続き中に実姉と連絡が取れるようになり、現在は協力関係を継続できている。保険証はなかったが、有効期限が切れてすぐの国民健康保険証を所持していた。所持金は全くなし。金額はよく分からないが元勤務先に借金があるとのこと。元職は土建業であったが、アルコールが原因で失職し、その後は露天商を営んでいた。

保護受給が決定し、実姉夫婦の居住地近隣で住居設定を行なっている。退院後は住所地が変更となり、所管の福祉事務所も変更となるため、福祉事務所間の調整を行ないつつ継続援助中。

4つの事例ともに援助対象者が非常に若かったことに驚きました。4名中3名は保険証がなく、またホームレス状態でした。4名ともに借金を抱えており、このうち2名は債務整理が必要な状態で、消費者生活支援センターへ相談するなど継続援助中です。また家族関係を含めた人間関係が希薄であったことが共通していました。経済的困窮に陥った原因は様々でしたが、疾病が大きく関与しています(A氏は・・・、B氏・D氏は精神疾患、C氏は内科疾患)。

今回の事例は、どこに相談して良いか分からないまま体調を崩し、医療機関に受診した段階で問題が表面化しています(もしくは相談したくてもできなかった事例ともいえます)。医療機関にかかれぬまたは相談先が分からない潜在的貧困者が増加している可能性があります。

このような事例には施設内に勤務しているだけでは絶対にめぐりあうことはありません。現代社会に起こっている問題を明確に捉えるためにも、積極的に施設外に目を向け、足を運び、地域の中で何が起こっているのかを直に肌で感じる事が重要であると思いました。また直接体験を通す前後に、活動を継続していくことの意義や目的を理解・浸透させていくための組織的な教育・啓蒙活動を充実させていかなければなりません。昨今の雇用情勢と併せて貧困が蔓延している状況の中、これまで以上に「何かに気付く」感性が求められる時代であると言えるのではないのでしょうか。

☆☆ 障害者自立支援法違憲裁判 ☆☆

福岡地方裁判所で行なわれた「第2回口頭弁論」の傍聴に行ってきました。今回は第二次一斉提訴の原告である「山下裕幸さん」の意見陳述が行なわれ、その後補佐人であり山下さんが働いていた授産施設つくしの里の施設長でもある「鶴我房子さん」、原告代理人弁護士である「小山明輝さん」、最後に原告代理人弁護士である「藤岡毅さん」の順に意見陳述が行なわれました。

そもそもこの裁判は、「障害を持たない市民が働く場合には利用料を支払わないにも関わらず、障害を持つ市民が働く場合には働くために利用料が課せられるのは、障害者差別である。」というのが原告側の主張であり、第一次一斉提訴では「平島龍磨さん」が原告として口頭弁論を行なわれています。

原告の主張に対して被告（国や地方自治体）は「障害者自立支援法とは、障害者を支援する法である以上、障害者と障害者でない者との差別や区別といったことが問題となる余地はおよそないのである。そうであれば、当該社会保障給付が行われるに当たって問題となる利用者負担についても、当該社会保障給付を受ける障害者の間での区別、差別を問題とするならばともかく、当該社会保障給付を受ける「障害者」とおよそ当該社会保障給付を受ける余地のない「障害者でない者」との間の比較において、当該利用者負担についてのみ取り上げて、憲法14条の「平等」を問題とする余地はないというべきである。……したがって、憲法第14条に違反するかのようという原告らの前記主張は、失当というほかない。（障害者自立支援法訴訟：全国弁護団 web より抜粋）」と公式見解を示しています。なにやら難しい言葉で煙に巻かれそうですが、結局のところ障害者は障害者同士の間で差別がなければ良く、障害を持つものと持たないものを平等に考える必要はないということになります。そもそも障害者福祉はノーマライゼーションという理念のもとに、障害のある人も障害のない人も平等に社会生活に参加出来ることを目的として制度化されたものですが、この理念とは全く相反する理念を根幹に障害者自立支援法を作ったということ国が明言したような見解ということになります。

今日の法廷は原告側の口頭弁論だけで終了となりましたので、裁判後の報告会に参加してきました。報告会では山下さんをはじめ、意見陳述された各人から報告を受けました。また第一次提訴の平島さんも激励のために駆けつけておられました。またお2人の後を

受けて母親の立場から第三次提訴が行われることも明らかにされました。「子供のためにと思い頑張っていた時期もあったが、今は自分自身の事として考えている。自分達が生きているこの社会がこのままでいいはずがない。」という決意表明を聞き、まさしくそのとおりでと思いました。今後も引き続き裁判支援を行なって行きたいと思います。

この他にも、さいたま、京都、神戸、大阪、広島と全国の地方裁判所で同様の提訴・裁判が行われています。この様子は下記のHPに詳しく紹介されていますので、是非ご覧下さい。なお次回法廷は6月3日に開催される予定です。

<http://info.jiritsushien-bengodan.net/Home-1/Home-1-7>

☆☆ 生存権裁判 ☆☆

70歳以上に加算されていた生活保護費の「老齢加算」が廃止処分とされたことは生存権を保障した憲法第25条に違反するとして係争中だった訴訟判決が福岡地方裁判所で行なわれました。判決では、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」について「認定判断は厚生労働省の最良に委ねられている」とした最高裁判所の判断を踏襲し、低所得者の単身世帯では70歳以上の支出の方が60代よりも低いとする国の消費実態調査による分析をもとに「70歳以上であることを理由にして、一律に一定額を加算する必要があるとは言えず」、生活において節約や制約を強いられ、特に長年生活保護を受給されている人にとっては大きな打撃を受けたことが想像されるとしながらも「現実の生活水準を無視した著しく低いものとは認められない」として請求を退けました（西日本新聞より一分抜粋）。老齢加算廃止については同様の訴訟が全国8つの地方裁判所で行われましたが、東京及び広島では福岡と同様に請求を退ける判決が下されており、残る5つの裁判にも大きな影響を及ぼすことになると思われます。

今回は性格の異なる二つの裁判を取り上げました。いずれの裁判も社会の中で最も弱い部類に属する人達が、金融・経済危機にある現代社会の中で虐げられている現状を改善するために、そして力なき者達が生きていくために必死で訴えているという点で共通した問題であると思います。全ての人が自分らしく生きていくことができる社会の実現に向けて、微力ながら力を注いでいきたいと思っています